

欧米競争政策の動向のポイント

2024年10月16日 No.53

内 容

I 米国競争法(政策)

1 取引制限行為事件

- (1) 法人とその役員、従業員、インフラ案件らで、計1億ドルの公的資金が拠出された各案件それぞれに影響を及ぼした価格カルテルに関与していたとして、起訴される(2024年8月8日)
- (2) アスファルト業者、ミシガン州のアスファルト舗装工事案件に関する入札談合に関与したことに對し、罰金650万ドルの支払命令を受ける(2024年8月15日)
- (3) 司法省、何百万もの米国賃貸人に損害を与えうるアルゴリズム利用の賃料設定策略を練り上げたとして、リアルページを提訴(2024年8月23日)

II 欧州競争法(政策)

1 濫用行為

- (1) EU司法裁判所、自社の比較ショッピングサービスを優遇することにより支配的地位を濫用したとしてGoogleに賦課せられた24億ユーロの制裁金を支持(2024年9月10日)

2 国家補助

- (1) 税務裁定：EU司法裁判所、Appleに有利なアイルランド当局の発出した税務裁定に関する一般裁判所の判決を破棄(2024年9月10日)

公益財団法人 公正取引協会

〒107-0052 東京都港区赤坂1-4-1

赤坂KSビル2F

電話 03-3585-1241 FAX 03-3585-1265

<https://www.koutori-kyokai.or.jp>

I 米国競争法(政策)

本号では取引制限行為事件3件を取り上げる。

取引制限行為事件1件目は、オクラホマ州での政府支出のインフラ案件らで、計1億ドルの公的資金が拠出された案件らに影響を及ぼした価格カルテルに関与したとして、スー社とその副社長、及びもう一人の従業員が大陪審起訴を受けたという事例である。

2件目はミシガン州所在の法人が、同州内のアスファルト舗装工事案件の獲得を巡る入札のそれぞれで談合を繰り返していたことに対し、罰金650万ドルの支払宣告を受けたという事案である。

3件目は、人工知能を活用した賃料設定ソフトウェアを利用して家主ら同士の賃料の協調的設定を促し、また当該商業収入管理ソフト市場での独占力を不法に維持したとして、不動産管理ソフト大手リアルページが提訴されたというケースである。本件において、司法省と8州の司法長官らがシャーマン法1条と2条違反の疑いでリアルページを相手取って民事訴訟を起こした。

1 取引制限行為事件

(1) 法人とその役員、従業員、インフラ案件らで、計1億ドルの公的資金が拠出された各案件それぞれに影響を及ぼした価格カルテルに関与していたとして、起訴される(2024年8月8日)¹

オクラホマ州オクラホマシティでの連邦大陪審は本件起訴状案を回付して正式な起訴状としてそれを承認し、ちなみに、司法省はこの起訴状案を今日(2024年8月8日)開封し公開した。本件大陪審起訴状案では、オクラホマ州各地における政府支出の交通建設案件らで、計1億ドル(約145億円、1ドル=145円)以上の公的資金が拠出された各案件それぞれに影響を及ぼした価格カルテルの共謀に、Sioux Erosion Control, Inc.(以下「スー社」という。)とその副社長、及びもう一人の従業員が関与していたとして告発された。

法廷文書の事実主張によると、BG・デイル・ビスコー副社長とランドール・デビッド・シェルトン氏、並びにスー社は砂防業界におけるそれらの競合相手と共謀して、2017年9月頃から2023年4月に至るまで商品やサービスの価格を引き上げ、また維持していた。芝生を含む砂防工食用商品やサービスは、高速道路の建設や修復工事での土や岩の流出を制御するために使用されている。また法廷文章での主張によれば、被告らとそれらの共謀者達は、芝生の価格の吊り上げを共謀したことに加え、オクラホマ州各地での契約案件のそれぞれを割り振ること、ま

¹ Press Release, Department of Justice, Company, Executive and Employee Indicted for \$100M Price-Fixing Conspiracy Involving Publicly Funded Infrastructure Projects, August 8, 2024.

た特定案件のそれぞれの入札で意図的に高い値で札を入れたり又は札をまったく入れなかったりして入札談合を行ったりすることに合意した。

司法省反トラスト局のジョナサン・カンター局長は以下のように述べた。

「税金で賄われているインフラ案件の獲得を巡る競争の保護は、依然として反トラスト局の優先事項である。この正式起訴は、オクラホマ州全域にわたって、また全米の至る所で納税者のお金を厚かましい共謀から守るのだ、という司法省とその調達共謀対策本部の提携相手らの確固たる決意を示している。」

オクラホマ州西部地区のロバート・J・トロスター連邦検事は次のように述べた。

「私の検事局は税金が使われている事業案件を狙った価格カルテルや共謀、詐欺を根絶することに全力を注いでいる。公的資金が拠出された事業の健全性を守り、また国民の信頼を維持しようとしている当該努力の一環として、我々は、我々の提携先である法執行当局らと一緒に働けるのを誇りに思っている。」

連邦捜査局(FBI)オクラホマシティ現地事務所の責任者代行であるジョセフ・スカルダ特別捜査官は次のように述べた。

「今日の発表は、システムを欺こうとする人々から競争的な市場を守ることに対する FBI の取り組みを示している。私達はこれらの有害な策略を暴き、また加害者達に責任を負わせるために、私達の提携相手である法執行当局らと並んで働き続けるつもりだ。」

運輸省監察総監室の南部地域事務所を統括するジョセフ・ハリス特別捜査官は次のように述べた。

「米国反トラスト法の違反行為は深刻に受け止められており、入札・契約に関する連邦規制を回避した者は責任を負わせられるようになる。この捜査は私達の提携先である法執行機関や検察当局らと共に働いて、純粋に個人的利益のために考案された厚かましい詐欺的取決めを暴き、また露呈するのだ、という私達の強い決意を示している。」

スー社の元従業員を含む4名の個人は、告発された共謀における各自それぞれの役割について以前に有罪の答弁をした。これらの人々はまだ量刑宣告を受けていない。

ビスコー氏とシェルトン氏並びにスー社はシャーマン法第1条違反の罪で起訴された。個人に対する最高刑は禁固10年と刑事罰金100万ドル(約1億4500万円)である。法人に対する最高刑は1億ドル(約145億円)の刑事罰金である。有罪判決が下された場合、連邦地方裁判所の裁判官は、米国の量刑ガイドラインその他の法定要因を考慮した上で如何なる量刑を言い渡すのかを決定するようになっている。

運輸省監察総監室とFBIオクラホマシティ現地事務所がこの事件を捜査した。

反トラスト局ワシントン刑事執行課の公判弁護士らであるベサニー・リップマンとマシュー・グリシエ、マーク・ヘドリックの各自それぞれと、オクラホマ州西部地区のチャールズ・ブラウン検事補がこの事件を訴追している。

この捜査その他の調達詐欺取決めに関する情報をお持ちの方は、ウェブサイト <https://www.justice.gov/atr/webform/pcsf-citizen-complaint> にアクセスし、Procurement Collusion Strike Force(調達共謀対策本部、以下「PCSF」という。)に通報してください。司法省は2019年11月にPCSFを設立した。PCSFは反トラスト法違反また関連する詐欺的取決めの取締りを目的としており、取締対象には連邦政府と州政府、地方政府レベルでの政府調達、助成金付与、また公的なプログラムへの資金援助に関わる不正行為がある。詳細については、ウェブサイト <https://www.justice.gov/atr/procurement-collusion-strike-force> をご覧ください。

(2) アスファルト業者、ミシガン州のアスファルト舗装工事案件に関する入札談合に関与した ことに対し、罰金650万ドルの支払命令を受ける(2024年8月15日)²

ミシガン州所在の企業が本日(8月8日)、同州内のアスファルト舗装工事案件のそれぞれに関する入札談合の共謀に加担していたことに対し、刑事罰金650万ドル(約9億4250万円)の支払宣告を受けた。

ミシガン州ポンティアックに本社を置く Asphalt Specialists LLC(以下「アスファルト・スペシャリスト」という。)は1月30日、自社の行為について有罪の答弁をした。法廷文書と訴訟手続きによると、同社は2013年3月から2018年11月に至るまで Al's Asphalt Paving Company(以下「アルズ・アスファルト」という。)とその従業員らとの間で共謀を形成していた。また同社は2017年7月から2021年5月に至るまで F. Allied Construction Company Inc.(以下「アライド」という。)とその従業員らとの間で、別の共謀も行っていた。

それぞれの共謀はほぼ同じ方法で行われた。とりわけ、受注予定者以外の入札参加者らが意図的に非競争的な価格で札を入れるようにするため、共謀者らは互いの応札価格を調整した。共謀者達は、実際には、どの会社が各契約それぞれを獲得するかを自分達で事前に決めていたにもかかわらず、各入札案件のそれぞれで競争が機能しているかのような誤った印象を顧客らに与えていた。

司法省反トラスト局のマニッシュ・クマール次長は次のように述べた。

「企業が競い合うのではなく不正行為に走るのを選択した場合、その企業には多額な懲罰的罰金が科せられることが見込まれる。反トラスト局とその提携先である法執行当局らは、特に我が国の重要なインフラに影響を与える犯罪の場合、反トラスト法に違反した者がその犯罪によって利益を得ないようにするという共通の使命に躊躇なく取り組んでいくつもりだ。」

運輸省監察総監室の中西部地域事務所の責任者代行であるアンソニー・リカリ特別捜査官は次のように述べた。

² Press Release, Department of Justice, Company Sentenced to Pay \$6.5M Criminal Fine for Bid Rigging in Michigan Asphalt Industry, August 15, 2024.

「今日科せられた量刑は、交通事業案件の獲得を巡って公正で開かれた競争の機能よりも、企業の強欲を選ぼうとしている者にとって、重要な抑止力となるはずだ。我々の提携相手である法執行当局ら及び司法省反トラスト局と共に働いていくのだ、という我々の決意は揺るぎないものである。こうしている中で、我々は汚職行為の追及と露呈を継続し、不正行為に意図的に関与した企業に対し責任に負わせ続けていくつもりだ。」

郵政公社監察総監室に属する地域事務所の責任者であるケネス・クリーブリー上級特別捜査官は次のように述べた。

「合同会社アスファルト・スペシャリストに対する量刑は、競争プロセスを阻害する行為の重大さを反映している。郵政公社と全ての法執行当局らは競争プロセスが保護され、また正義が確実に遂行されるように一丸となって取り組んでおり、本件量刑はこれらの機関らの勝利を描くものである。」

アスファルト・スペシャリストは、アスファルト舗装工事業界における入札談合その他の反競争的行為に関する進行中の連邦反トラスト法捜査の一環として起訴された3社の内の1社である。アルズ・アスファルトは有罪を認める答弁を行い、7月31日に79万5661ドル81セント(約1億1537万円)の罰金を支払うよう宣告された。アライドも有罪を認める答弁を行い量刑待ちである。捜査の一環として6名の個人も起訴された。

運輸省監察総監室及び郵政公社監察総監室がこの事件を捜査した。

反トラスト局シカゴ事務所がこの事件を訴追している。

(3) 司法省、何百万もの米国賃貸人に損害を与えうるアルゴリズム利用の賃料設定策略を練り上げたとして、リアルページを提訴(2024年8月23日)³

司法省は本日(8月23日)、8州の司法長官らと共同して、賃貸物件の家賃設定における家主ら間の競争を減少させ、また家主らが賃貸物件の家賃設定に用いる商業収入管理ソフトウェアの市場を独占する違法な策略を RealPage Inc.(以下「リアルページ」という。)が練り上げたとして、同社に対して民事反トラスト法訴訟を起こした。リアルページが行っているとされている行為を通じて、同社はアパートの賃貸条件を巡る競争による恩恵を賃借人から奪い取り、また何百万ものアメリカ人に損害を与えている。この訴訟はノースカロライナ州中部地区連邦地方裁判所に本日起こされ、リアルページがシャーマン法第1条及び第2条に違反したと主張している。

訴状における事実主張によると、リアルページがライバル同士である家主らと契約し、それぞれの契約で家主らは、当該家主らがアパート物件の賃料その他の賃貸条件に関する非公開の競争上重要な情報を同社と共有することに同意し、そしてリアルページが当該データを用いて同社のアルゴリズム利用の家賃ソフトウェアをトレーニングし、稼働する(“to train and run the

³ Press Release, Department of Justice, Justice Department Sues RealPage for Algorithmic Pricing Scheme that Harms Millions of American Renters, August 23, 2024.

algorithmic pricing software”訳注：トレーニングとはアルゴリズムにデータセットを消化させて当該データセットから学習させることである。)ことを容認している。次に、このソフトウェアは参加している家主らに対して、彼らと彼らのライバル達の競争上重要な情報に基づいて、アパートの賃料その他の賃貸条件を含む推奨事項を生成している。訴状において原告側はさらに、この取決めがなければ、当該家主らは自由市場で賃貸料や値引き、賃貸期間、割引キャンペーンその他のアパート賃貸の諸条件に基づいて、賃貸人を引きつけるために独自に競争していたであろう、とも主張している。リアルページはまた、この取決めとその膨大なデータを利用して、商業収入管理ソフトウェア市場での独占も違法に維持している。この訴状は、リアルページの違法行為を終わらせ、また全米における幾つかの州に居住する賃貸人らの利益のために競争を回復されることを求めるものである。

メリック・B・ガーランド司法長官は次のように述べた。

「ある企業が家主らと共謀して違法行為を行う新しい方策を見出したからといって、米国人が家賃を余計に支払わなければならないということはあってはならない。リアルページの家賃設定アルゴリズムにより、家主達は機密性の高い競争上重要な情報を共有すること、また賃料を協調的に設定することができるようになっていて、と私達は主張している。共有手段としてのソフトウェアの使用はこの取決めをシャーマン法違反の責任から除外するものでなく、司法省は今後も反トラスト法を積極的に執行し、同法に違反する者からアメリカ国民を守り続けていくつもりだ。」

リサ・モナコ司法副長官は次のように述べた。

「リアルページに対する本日の起訴は、法人に対する当局の執行戦略の実施を示す良い一例である。私達は個人であれ法人であれ、最も重大な犯罪者らを特定し、それらの責任を追及することに全力を注いでいる。人工知能を活用した高度なアルゴリズムに機密データを取り込むことで、リアルページは、賃貸住宅の賃料の体系的な協調を通じ、一世紀古い法律に違反する現代的な方法を見出した。その過程の中で競争も阻害され、消費者のための公平性も損なわれた。法律を破るように機械を学習させるのは、依然として違法行為である。今日の措置から、技術を利用した反競争的行為に対する責任追及を確実にするために我々はあらゆる法的手段を使用するつもりである、ということが分かる。」

ベンジャミン・C・マイザー司法次官代行は次のように述べた。

「リアルページのひどい反競争的な行為により、家主達は、必要な競争を阻害しながら公正な賃料設定を損なえるように、また住宅選択の範囲を限定できるようになっている。同省は、消費者を犠牲にして企業の利益を増進することを目的とした違法な策略や慣行を根絶することに、全力を尽くし続けていく。」

司法省反トラスト局のジョナサン・カンター局長は次のように述べた。

「米国人が住宅の確保に苦労している中で、リアルページは家主達がより容易に家賃を協調的に引き上げられるようにしている。本日、私達は全米各地に至る何百万もの人々が住宅をよ

り手頃な賃料で確保できるようにするため、リアルページに対して反トラスト法訴訟を起こした。アメリカ人が住宅物件を借りる際に支払う価格は、リアルページが決めるのではなく、競争によって決められるべきだ。」

訴状ではリアルページと商業家主らの内部文章と宣誓証言が引用され、そこには賃貸人を犠牲にして賃料と収益を最大化するのだ、というリアルページと家主達の目的が明確に示されている。とりわけ、次のとおりだ：

- ・ リアルページは自社のソフトウェアが家主らの賃料を最大化することを目的としておりと認め、同社の商品が「あらゆる可能な価格上昇の機会を推進し」、また「低迷市場での最下位競争を回避し」(“avoid[ing] the race to the bottom in down markets”)していると述べ、また同商品について「上げ潮はすべての船を持ち上げる(“a rising tide raises all ships”）」との表見も用いている。
- ・ リアルページのある幹部は同社の商品によって家主らが、能率競争を逸脱するような手段を取れるようになっておりと指摘し、「実際に業界全体を抑制する方法で相互に競い合うよりも、全員が成功するほうがより良い」と述べた。
- ・ リアルページのある幹部は、ある家主に対して、競合他社のデータを使用すると、その家主が「その日としては 10 ドル(約 1450 円)の増額でなく 50 ドル(約 7250 円)の増額を見込める」(“may have a \$50 increase instead of a \$10 increase for th[at] day.)状況を特定できるようになっている、との説明を行った。
- ・ 別の家主は、リアルページの商品について次のようにコメントした。「同社のアルゴリズムが他の加入者達からの独自データを使用して賃料と賃貸期間を提案するため、私はこの商品をずっと気に入っている。これは典型的な価格カルテルだ...」

訴状で主張されているように、リアルページの契約及び行為は米国中の集合住宅の地域賃貸市場における競争プロセスを阻害している。競合する家主らのデータを手に入れたリアルページは、「自動承認」機能の導入や家主のコンプライアンスを監視する賃料設定アドバイザーの採用などの手段を通じて、アルゴリズムの推奨事項への忠誠心も奨励している。その結果として、リアルページのソフトウェアは価格上昇を最大化し、価格下落を最小化し、家主の賃料決定力を最大化する傾向がある。リアルページはまた、家主らに対して、賃貸人への譲歩(例:何か月間の家賃は無料など)その他の値引きを制限するように訓練した。訴状ではまた、家主が賃貸人への値引き額を減らすことで対応した、との事実を宣伝するリアルページと家主らの内部文章が引用されている。

訴状での別の主張によれば、リアルページは米国で集合住宅向けの商業収入管理ソフトウェアを巡る同社の独占を不法に維持し、米国では同社が約 80%の市場シェアを獲得している。家主達は競争上重要なデータをリアルページと共有すること、その見返りとして、競合他社の重要データを組み合わせて分析された結果である、賃料勧告や決定を受け取ることに合意している。

これにより、自己強化型のフィードバック・ループが形成され、同ループによりリアルページは市場支配力を強化しており、また誠実な企業は能率競争を用いることがより困難になっている。

リアルページはテキサス州リチャードソンに本社を置く不動産管理ソフトウェア会社である。

(お問い合わせは、佐藤 潤・米国ニューヨーク州弁護士 jun_sato02@yahoo.co.jp までお願いします。)

II 欧州競争法(政策)

本号では、濫用行為と、税務裁定に関する国家補助の事件を取り上げる。

1 件目の濫用行為は、Google が自社の比較ショッピングサービスを競争者のサービスよりも優遇していた事件である。欧州委員会は、本件行為について複数の加盟国オンライン検索市場における支配的地位の濫用に該当するものとして、24 億 2449 万 5000 ユーロ(約 3758 億円、1 ユーロ=155 円換算)の制裁金を賦課する決定を採択したが、最終的に EU 司法裁判所により支持された。

2 件目の税務裁定に関する国家補助の事例は、Apple グループに所属する事業者が 1991 年から 2014 年にかけてアイルランド政府から 130 億ユーロ(約 2 兆 150 億円)の税制優遇措置を受けていたものである。欧州委員会は、本件措置は国家補助に該当すると判断し、アイルランド政府に対し 130 億ユーロの回収を命じる決定を採択したが、最終的に EU 司法裁判所により支持された。

1 濫用行為

(1) EU司法裁判所、自社の比較ショッピングサービスを優遇することにより支配的地位を濫用したとして Google に賦課せられた 24 億ユーロの制裁金を支持(2024 年 7 月 1 日)⁴

欧州委員会は 2017 年、自社の比較ショッピングサービスを競争者のサービスよりも優遇することにより、複数の加盟国オンライン検索市場において支配的地位を濫用したとして、Google に対し 24 億 2449 万 5000 ユーロ(約 3758 億円、1 ユーロ=155 円換算)の制裁金を賦課した。Google と Alphabet は、一般裁判所が原決定を大筋で支持し、制裁金額を維持したことを受けて上告したが、EU 司法裁判所は上告を棄却し、原判決を支持した。

欧州委員会は 2017 年 6 月 27 日の決定により、Google が EEA(欧州経済領域)の 13 か国において、自社の一般検索結果ページにおいて競合する比較ショッピングサービスよりも自社のサービスを優先して表示していたと判断した。Google は、自社の比較ショッピングサービスの検索結果を主要な位置に表示し、訴求力ある画像とテキスト情報を添えた「ボックス」により宣伝していた。これに対し競合するサービスの検索結果は、単純な一般的な結果(青字のリンクにより表示)として表示され、Google の一般結果ページにおいては調整アルゴリズムにより順位が下げられることが通例であった。

欧州委員会は、Google がオンライン一般検索市場と商品専用検索市場において支配的地位を濫用していたとの結論に達し、24 億 2449 万 5000 ユーロ(約 3758 億円)の制裁金を賦課した。また Google の唯一の株主である Alphabet は、5 億 2351 万 8000 ユーロ(約 811 億円)の連帯責

⁴ Presse Release, Court of Justice of the European Union, The Court of Justice upholds the fine of €2.4 billion imposed on Google for abuse of its dominant position by favouring its own comparison shopping service, 10 September 2024.

任を負わされた。

Google と Alphabet は、原決定の取消訴訟を一般裁判所に提起した。一般裁判所は 2021 年 11 月 10 日の判決により訴えをおおむね退けた上で、制裁金額については支持した。その一方で一般裁判所は、Google の行為が一般検索サービスの市場に潜在的なものであっても競争制限効果を与えたことは証明されていないと判断し、Google が同市場において支配的地位の濫用禁止に違反したと認定した限りにおいて原決定を取り消した。

これを受けて Google と Alphabet は、EU 司法裁判所に取消訴訟を提起し、一般裁判所が自己の訴えを退けた点について原判決を取り消すとともに、原決定の取消を求めた

EU 司法裁判所は本日の判決により訴えを棄却し、一般裁判所の判決を支持した。

EU 司法裁判所は、EU 法は支配的地位の存在自体を制裁することではなく、かかる地位の濫用のみを禁止することを想起した。とりわけ支配的地位を有する事業者の行為が能率競争を阻害し、個々の事業者や消費者に損害を与えることは禁止される。このような行為には、支配的地位を有する 1 以上の事業者の存在により競争の程度がすでに弱まっている市場において、能率競争以外の方法により競争の維持又は成長を制限する効果を有するあらゆる行為が含まれる。

EU 司法裁判所は、原則として支配的地位にある事業者が自社の製品やサービスを競争者の製品やサービスよりも有利に扱ったとしても、事情を問うことなく、能率競争から逸脱する行為を行っているとはされることがないと指摘する。しかしながら EU 司法裁判所は、本件における市場の特性と具体的状況に照らすと、Google の行為は差別的であり、一般裁判所が能率競争の範疇には入らないと判断したのは正当であると判示した。

2 国家補助

(1) 税務裁定：EU 司法裁判所、Apple に有利なアイルランド当局の発出した税務裁定に関する一般裁判所の判決を破棄(2024 年 9 月 10 日)⁵

EU 司法裁判所は本件に関する最終判決を下し、2016 年の欧州委員会決定を確認した。アイルランド政府には、Apple に供与した違法な補助の回収が求められる。

欧州委員会は 2016 年、Apple グループに所属する事業者が 1991 年から 2014 年にかけてアイルランド政府から受けていた税制優遇措置が国家補助に該当すると判断した。当該補助は、米国外の Apple の活動により得られた利益の税務上の取扱いに関するものであった。一般裁判所は 2020 年、本件事業者らが選別性ある便益を享受していたことを欧州委員会が十分に立証していないとして、原決定を無効とした。EU 司法裁判所は上告審において原決定を確認した上で、原判決を取り消す確定判決を下した。

⁵ Presse Release, Tax rulings: the Court of Justice sets aside the judgment of the General Court concerning tax ruling issued by Ireland in favour of Apple, 10 September 2024.

アイルランド政府は1991年と2007年に、Appleグループ2社(Apple Sales International(ASI)とApple Operations Europe(AOE))に有利な2件の税務裁定を下した。両社ともアイルランドで設立されたが、同国の税務居住者ではなかった。本件税務裁定は、ASIとAOEがそれぞれのアイルランド支店の取引活動に関連して、同国で課税対象となる利益を決定する方法を承認した。

欧州委員会は2016年、基本的に両社の本社がアイルランド国外にあり、ライセンス管理が米国のAppleグループレベルでの決定に依存しているという理由に基づいて、ASIとAOEが保有する知的財産ライセンスの使用により生み出された利益を課税ベースから除外することにより1991年から2014年までの税務裁定により両社に違法で域内市場に適合しない国家補助が与えられ、Appleグループ全体がその恩恵を受けていたと判断した。よって欧州委員会は、アイルランド政府に対し補助の回収を命じた。欧州委員会の推計によると、アイルランド政府は、Appleに130億ユーロ(約2兆150億円)相当の違法な税制優遇措置を与えていた。

一般裁判所は2020年、アイルランド、ASI、AOEが提起した訴訟において、欧州委員会は本件税務裁定の採用により選別性ある優位性が生じ、アイルランドにおける課税標準が有利な形で削減されたことを証明できなかつたと判断して原決定を取り消した。

欧州委員会による上告審においてEU司法裁判所は、一般裁判所判決を取り消し、本件に関して最終判決を下した。

EU裁判所によると、ASIとAOEが保有する知的財産ライセンスと、米国外でのApple製品の販売によって生じた関連利益は、税務上アイルランド支社に配分されるべきであることを欧州委員会が十分に証明していないと一般裁判所が判断したのは誤りであった。特に一般裁判所は、欧州委員会の主な論拠が本件に適用されるアイルランド税法に基づく通常の課税の誤った評価に基づくことと判断したこと、またASIとAOEのアイルランド支社の活動と両支社以外での活動に関する欧州委員会の事実評価に関してアイルランドとASIとAOEが提起した訴えを支持したことについて、誤りを犯した。

EU司法裁判所は、非居住事業者が支払うべき税金の計算に関するアイルランド法の関連規定に基づいて、同国におけるASI及びAOEの支店の活動を、他のAppleグループ企業、たとえば米国にある親会社の活動ではなく、両社の他の事業者、特にアイルランド国外にある両社の本社の活動と比較しなければならないとする欧州委員会のアプローチを支持した。

(お問い合わせは、多田 英明・東洋大学法学部教授 tada@toyoyo.jp までお願いします。)